

平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

平成25年5月29日
独立行政法人労働安全衛生総合研究所

独立行政法人労働安全衛生総合研究所では、環境への負荷を一層少なくするサービスや物品の購入をするべく、価格以外に環境性能なども考慮した契約を進めています。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の締結実績の概要を取りまとめたので、次のとおり公表します。

1. 平成24年度における独立行政法人労働安全衛生総合研究所の環境配慮契約の締結状況

○ 電気の供給を受ける契約

平成24年度においては清瀬地区・登戸地区の2件について裾切り方式（注1）による入札を実施した。しかしながら両地区ともに入札参加者はなかったため、不落随意契約により清瀬地区は東京電力株式会社と、登戸地区は株式会社エネットと電気の供給を受ける契約を締結した。

（注1）当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための独立行政法人労働安全衛生総合研究所における体制として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、平成24年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等を行い、これに基づいて環境物品の調達の推進を図った。